

名古屋港管理組合公報

平成16年12月15日

(水曜日)

第343号

目 次 告 示

○平成17年度及び平成18年度の物品の購入等の競争入札に参加する者の資格審査申請	1
○平成17年度及び平成18年度の工事等の競争入札に参加する者の資格審査申請	1
○港湾施設の変更	3
訓 合	
○名古屋港管理組合職員服務基本規程の一部改正	3

告 示

名古屋港管理組合告示第51号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成17年度及び平成18年度において名古屋港管理組合が発注する物品の購入、又はその他の契約の競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請について、次のように定める。

平成16年12月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない。)

2 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

第2 物品の購入契約についての競争入札参加者の資格

物品の購入契約についての競争入札に参加することができる者は、それぞれ等級に区分して格付けされる資格を有する者とし、当該等級の格付けは、次に定める資格審査項目により審査して行う。

1 資格審査の項目

- (1) 年間売上高
- (2) 資本金
- (3) 経営比率
- (4) 営業年数

2 入札参加資格審査申請書及び営業概要表の添付書類

- (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (2) 納税証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 代表者身分(元)証明書
- (5) 委任状
- (6) 使用印鑑届
- (7) 許可、登録等を証明した書面

第3 その他の契約についての競争入札参加者の資格

物品の購入契約以外の契約についての競争入札に参加することができる者の資格は、契約の性質又は目的により第2に規定する資格審査項目を準用して決定する。この場合における入札参加資格審査申請書の添付書類についても第2の規定を準用する。

第4 入札参加資格審査申請書の提出時期、方法等

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書を平成17年1月24日から同年2月4日までに、総務部会計課用度係に提出しなければならない。

第5 資格の取消し

競争入札の参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をし、又は工事若しくは製造を粗雑にした者
 - 2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
- 第6 その他
- 1 平成17年度及び平成18年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
 - 2 詳細について名古屋港のホームページ(<http://www.port-of-nagoya.jp/>)に掲載する。

名古屋港管理組合告示第52号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成17年度及び平成18年度において名古屋港管理組合が発注する工事(設計・調査・測量その他を含む。以下「工事」という。)又は船舶の製造の請負の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請について、次のように定める。

平成16年12月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない。)
- 2 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

第2 工事の請負契約についての競争入札参加者の資格

工事の請負契約についての競争入札に参加することができる者は、工事の予定金額に応じ、それぞれの等級に区分して格付けされる資格を有する者とし、当該等級の格付けは、次に定める資格審査項目により審査して行う。

- 1 資格審査の項目
 - (1) 経営規模

- (2) 経営状況
 - (3) 技術職員数
 - (4) 営業年数
- 2 入札参加資格審査申請書の添付書類
- (1) 許可又は登録証明書
 - (2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 使用印鑑届
 - (6) 代表者身分（元）証明書
 - (7) 委任状
 - (8) 技術職員名簿
 - (9) 工事経歴書
 - (10) 財務諸表
 - (11) 港湾工事用保有作業船調書
 - (12) 経営事項審査結果通知書（写）
 - (13) 入札参加資格審査申請書受付証
 - (14) 資格審査整理カード

第3 船舶の製造の請負契約についての競争入札参加者の資格

船舶の製造の請負契約についての競争入札に参加することができる者は、次に定める資格審査項目により審査して行う。

1 資格審査の項目

- (1) 経営規模
- (2) 経営状況
- (3) 営業年数

2 入札参加資格審査申請書の添付書類

- (1) 登録又は許可等を証明した書面（登録又は許可等を要する者のみ）
- (2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 使用印鑑届
- (6) 代表者身分（元）証明書
- (7) 委任状
- (8) 技術職員名簿
- (9) 船舶の製造経歴書
- (10) 財務諸表
- (11) 入札参加資格審査申請書受付証
- (12) 資格審査整理カード

第4 入札参加資格審査申請書の提出時期、方法等

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書を平成17年1月24日から同年2月4日までに、建設部管理課工事契約係に提出しなければならない。

なお、経常建設共同企業体（実施する工事を特定しない。）を構成して審査を受けようとする者の受付は、平成17年2月7日に行う（ただし、経常建設共同企業体の構成は愛知県内業者同士に限る。）。

第5 資格の取消し

競争入札の参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用者又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をし、又は工事若しくは製造を粗雑にした者
- 2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行

することを妨げた者

- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
- 第6 その他
- 1 平成17年度及び平成18年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
 - 2 詳細について名古屋港のホームページ（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）に掲載する。

名古屋港管理組合告示第53号

次の港湾施設は、平成16年12月1日から次のとおり変更した。

平成16年12月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部G荷さばき地 (金城西G)	1 級	輸出車輌	78号岸壁隣接	9,140	図による

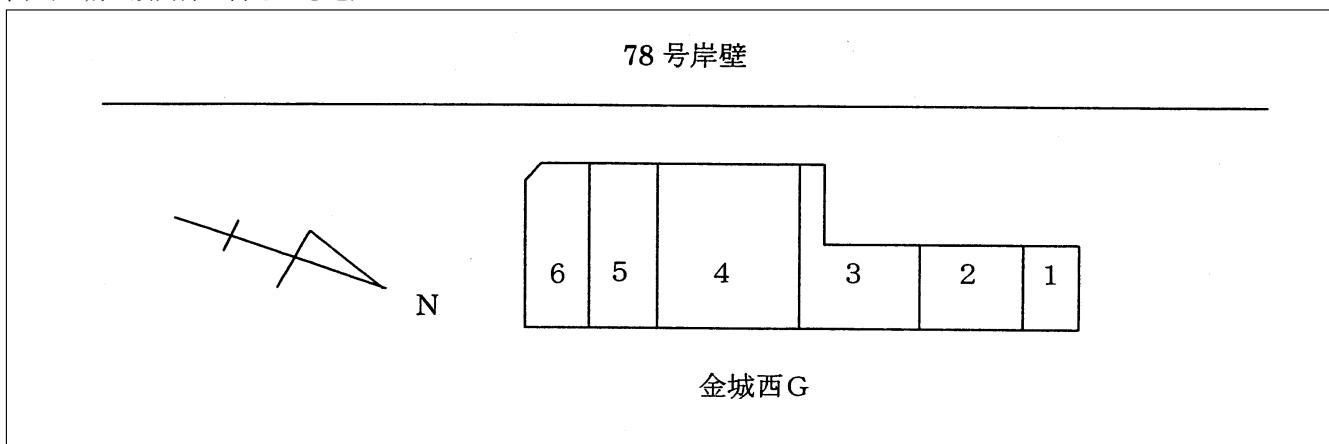
(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部G荷さばき地 (金城西G)	1 級	輸出車輌	78号岸壁隣接	7,753	図による

図（金城ふ頭西部G荷さばき地）



備考

1 数字は、区画の名称を示す。

2 金城西Gの区画の面積は、1は866平方メートル、2は1,075平方メートル、3は1,080平方メートル、4は2,372平方メートル、5は1,186平方メートル、6は1,174平方メートルである。

訓

令

訓令第九号

組合内一般
名古屋港管理組合職員服務基本規程（昭和二十九年訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第四条第三項中「または現住所」を削る。
第十条第六項中「して置かなければならぬ」を「しておかななければならぬ」に改める。
様式第二号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

Na

身 分 証 明 書

写
真
欄

氏 名年 月 日生

名古屋港管理組合職員であることを証明する。

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 印

備考

- 1 用紙の大きさは、縦82ミリメートル、横52ミリメートルとする。
- 2 写真欄は、縦25ミリメートル、横25ミリメートルとする。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号（第4条関係）」に、「再交付」を「及び再交付」に改め、「現住所」を削る。

附 則

- （施行期日）
1 この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の名古屋港管理組合職員服務基本規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づき提出されている様式第四号の書類について
は、この訓令による改正後の名古屋港管理組合職員服務基本規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により提出されたものとみなす。
3 この訓令施行の際改正前の規程の規定に基づき作成されている様式第四号の用紙については、改正後の規程の規定にかかるわらず、当分の間、改正後の規程の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができます。
4 この訓令施行の際改正前の規程の規定に基づき交付されている身分証明書については、改正後の規程の規定に基づく身分証明書を交付するまでの間、改正後の規程の規定により交付されたものとみなす。